

## 本市の環境政策のあり方について（答申）

塩竈市環境審議会会長 長谷川 信夫

### 目次

- I. 国際海洋文化都市としての塩竈市
  1. 塩竈市の立地と歴史的背景.
  2. 国内外の環境問題の経過と対応
  3. 国際海洋文化都市として
  
- II. 環境の現状と問題点
  1. 塩竈市の都市基盤.
  2. 塩竈市の環境の現状
  3. うるおいのある豊かな生活.
  4. 環境問題に対する市民意識の高まり
  5. 環境問題の複合化.
  6. 資源循環型の都市.
  7. 環境現況の把握と評価
  
- III. 環境政策のあり方
  1. 基本理念  
自然と共生した環境の実現と次世代への継承  
環境負荷の少ない循環型社会の構築  
環境保全に関する行動への参加.  
地球環境保全への取り組み
  2. 塩竈市における環境の将来像.  
海と市民生活のかかわりの創造と次世代への継承.  
安全で快適な地域循環型都市の創造  
環境意識を育む都市の実現  
地球環境を視野に入れた取り組み
  
- IV. 各主体の責務.
  - 市の責務
  - 事業者の責務.
  - 市民の責務

## V. 環境行政の施策.

### 1. 総合的な施策

環境基本計画の策定

年次報告

### 2. 個別的な施策

快適な環境の創造

水と緑の保全と創造

施策の実施状況を評価するシステムの導入

環境に関する調査・研究の推進.

環境影響評価の導入

廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

資源・エネルギーの有効利用及びその創造

環境教育の推進と情報の提供

民間活動の育成と支援.

地球環境保全等への貢献

## VI. 環境行政の新たな制度

### 1. 環境基本条例の制定

### 2. 環境行政を推進する体制の確立

### 3. 市民・事業者の参加システムの確立

## 1. 国際海洋文化都市としての塩竈市

### 1. 塩竈市の立地と歴史的背景

塩竈市は仙台平野を背後に持った太平洋に臨む良好な港町であり、充実した都市機能を備えたコンパクトな規模のまちです。また、丘陵と入り江の織りなす変化に富む美しい景色に恵まれており、海に面しているため比較的温暖な気候で、交通の利便性が高い、住みやすいまちでもあります。

本市の経済的基盤はわが国有数の水産業であり、関連する商業活動も活発です。交通の利便さから近年はベッドタウンとしての性格も出てきていますが、一方では地名の由来となった製塩業で古くから栄えた歴史あるまちでもあり、歴史・文化に関する豊富な伝統が市民の心理的な核になっています。

### 2. 国内外の環境問題の経過と対応

環境については近年、オゾン層の破壊、温暖化、酸性雨、砂漠化、海洋汚染といった地球規模の問題があるため、国連では、平成4年にリオ・デ・ジャネイロで開催した地球サミットで「リオ宣言」等、様々な対応策について合意されています。わが国においても、国際化時代にふさわしい環境政策の基本的な理念と施策の見直しが求められ、平成5年11月に環境基本法が制定され、宮城県においても平成7年から宮城県環境基本条例が施行されています。

環境問題は、あらゆる生物の共存基盤である環境を保全し、次世代に引き継いでいくための全人類に共通する課題です。わたしたちは快適な環境を享受する権利を持っていますが、この権利は、環境を良好な状態で保全し、次世代へ継承していく責任と義務に裏づけされていることを認識する必要があります。

### 3. 国際海洋文化都市として

塩竈市は太平洋を介して諸外国と相対しているため、これからの国際化時代において世界標準に耐えうる海洋文化都市として環境行政を進めていく必要があります。また、本市と海は一体であるため、市民がきれいな海を創造し、その海によって市民がうるおうまちづくりも求められています。

## II. 環境の現状と問題点

今日における環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動の拡大やライフスタイルの変化などを背景として、廃棄物量の増大、都市・生活型公害などが顕在化し、従来 of 公害や自然環境の問題にとどまらず複雑かつ多様化してきており、現行の枠組みでは十分な対応が図れない面が生じてきています。

また、市民生活の向上と価値観の多様化により、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向、生活の安全性や快適性、健康、そして身近な自然とのふれあいに対する要求も高まってきています。

今後、環境行政を進めるにあたっては、こうしたことを背景に、これまでのように環境施策を個別に実施するだけでなく、新たな視点に立って総合的、計画的に推進して行くことが重要となってきています。

### 1. 塩竈市の都市基盤

市民生活には安定した経済基盤が欠かせないものであり、市民の多くは、地域の中心地として水産業や商業が盛んな活力のあるまちを望んでいます。

また、市民が安全で快適な生活をしていくための住み良いまちの実現には、上下水道や道路、文化施設など都市基盤整備の充実が求められます。特に、洪水や津波などの自然災害や過密化による交通事情への悪影響などが生じないような取り組みが求められます。

今後の都市基盤整備やまちの活性化には、自然や伝統的な景観等と調和し、機能的な都市の美しさを創り出して行くことも求められます。

### 2. 塩竈市の環境の現状

市民生活に大きな影響を及ぼす公害は、官民あげての長年の努力にもかかわらず未だに解決されていないものがあります。特に、地盤沈下、大気汚染に関したものは、憂慮すべき状況にあるため、解決に向けた総合的な取り組みが求められます。

また、有害化学物質による人体への影響や自然環境への影響・汚染が懸念されているため、環境汚染を未然に防止し、良好な環境を保全して行くリスク管理などの対策強化や公害に対する市民意識の向上が求められます。

### 3. うるおいのある豊かな生活

身近な自然は、わたしたちにとって親しみやすく「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれる貴重な資源です。

しかしながら、最も身近な海は、古くから進められてきた埋立と漁港や港湾整備などにより、市民との接点である自然の海岸線が非常に少なく、海と人との関わりが希薄になってきています。

また、市のほぼ全域まで宅地化が拡大されたことにより、まとまった緑も、存在する場所が限られてきているため、身近な自然の保護と回復に努め、常に、わたしたちが自然とふれあう機会を創ることが求められます。

#### 4. 環境問題に対する市民意識の高まり

地球温暖化、オゾン層の破壊、あるいは資源の有限性に関する警鐘などの地球的規模の問題や、廃棄物処理、有害化学物質による自然、人体への影響の顕在化など、地域社会の問題により環境に対する市民意識は、高まりをみせています。また同時に、市民の価値観が多様化し、望ましい環境の基準も、物理的・化学的な条件だけではなく、より安全・快適・健康な生活環境を望むものに変化して来ています。

このため、自然と調和した、質の高い快適な社会環境を創造することが求められます。

#### 5. 環境問題の複合化

今日の環境問題の中には、従来の公害防止や自然環境の保全という枠組みを越えて、様々な事象が複雑に絡み合い発生するものもあります。身近なものでは、丘陵地の開発による緑地の減少に起因した保水力の低下が引き起こす洪水災害等が懸念されています。

環境政策を進めるにあたっては、環境そのものを総合的に捉えて対応することが求められます。

また、市民の日常生活自体が公害の原因になるなど、これまでの対策では十分な効果が期待できない都市・生活型公害の問題も生じてきているため、市民生活の新しいルールづくりも求められます。

#### 6. 資源循環型の都市

社会経済活動の拡大やライフスタイルの変化に伴う大量消費・大量廃棄を背景として、ごみの量が増え続け、処理や埋立に大きな負担や問題が生じています。

特に、塩竈市は市域が狭く、複雑な地形や内湾などの条件から海や陸が汚れやすいことを考慮し、資源の有限性を理解して、省エネ・省資源・資源再利用・循環型の環境負荷の少ない社会を構築することが求められます。

#### 7. 環境現況の把握と評価

今後の環境施策を考える上では、市の環境について、過去と現在の状況や他の市町村との比較などといった基礎的データを十分に把握することと、これを適正に評価し、公表することが求められます。

この環境や公害の現況把握は、今後、わたしたちが安全に自然と共生していくための基盤となるものであり、環境施策を検討する上でも重要なことなので、恒常的に実施されなければなりません。

### III. 環境政策のあり方

#### 1. 基本理念

市民は、恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で、心豊かに快適な生活を営む権利を有するという認識を基本に、人と自然が健全に共生しながら持続ある発展をして行くためには、次の4点を基本理念として掲げ、施策を進める必要があります。

##### 自然と共生した環境の実現と次世代への継承

自然の中では、人はその一部として存在し、他の生物とともにお互い依存しあいながら暮らしているため、人が健康で安全かつ快適な生活を営むには、恵み豊かな環境を確保し、自然と調和する必要があります。

したがって、良好な環境の保全や創造によって人と自然が健全に共生できる環境を実現し、これを次世代に継承して行かなければなりません。

##### 環境負荷の少ない循環型社会の構築

環境を構成する大気や水などは有限のものであり、自然はこれらの循環を基本として動いています。わたしたちは資源の適正活用や循環的な利用を図るなど、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型都市を構築していかなければなりません。

##### 環境保全に関する行動への参加

環境の保全や創造を進めて行くためには、市民・事業者・行政が、それぞれの責務を自覚し、新たな協力関係を築いて積極的に行動して行かなければなりません。

特に、環境問題に対する市民の自主的な参加や協力が重要となってきます。

##### 地球環境保全への取り組み

地球環境問題の多くが市民の生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、地球規模の課題として貢献して行かなければなりません。

#### 2. 塩竈市における環境の将来像

基本理念の実現に向けて、次の4点を将来像として、市の特色を生かした、自然と伝統的な環境が充実した都市の機能と調和する美しい住みよいまちを目指し、環境の保全と創造に取り組まなければなりません。

##### 海と市民生活のかかわりの創造と次世代への継承

塩竈市にある自然環境の豊かさ、特に海が塩竈市にとっての貴重な財産であることを改めて見つめ直しながら、市民生活とのかかわりをより一層深め、創造していく必要があります。産業、食、余暇、景観、教育などの様々な場面を通して私たちは海の恵みを

享受することができ、これを次世代の人たちへとその恩恵を受け継いでいくことが求められます。

### **安全で快適な地域循環型都市の創造**

急速な宅地開発が都市型の水害をまねいた過去の経験を踏まえ、適正規模を設定した成長管理に基づく生活基盤の整備を進め、さらに健康で安全な都市環境を実現する必要があります。生活の利便性を兼ね備えた既存の塩竈のまちの姿を快適な住環境へと活かしていく方策も求められます。それらをふまえ、資源・エネルギーの有効利用や再資源化の取り組みなどから、環境負荷の少ない地域循環型都市へと発展していくことが望まれます。

### **環境意識を育む都市の実現**

地球、そして地域社会の環境に配慮した産業や生活のあり方を、具体的な行動への参加を通じて追求していくことが求められます。行政、市民、事業者は環境にかかわる情報や知識・技術の共有を図り、環境保全活動に取り組む事業者や各種団体、NPO、市民活動等への適切な支援を進め、相互に環境意識を育んでいく都市の実現を目指す必要があります。

### **地球環境を視野に入れた取り組み**

家庭生活や様々な事業活動において行われる省エネや適切な廃棄物処理等の試みは、地域社会の環境保全に有益であることはもとより、それらは地球環境の保全・創造にも結びつくという国際的な視点から塩竈市における環境の将来を描くことが求められます。

## **IV. 各主体の責務**

### **市の責務**

市は、すべての施策を環境に配慮し、総合的・計画的に策定して実行する必要がある、また、それを進めるためのしくみを整備して行くことも必要です。

### **事業者の責務**

事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、市が行う環境の保全や創造に関する施策に協力し、また、事業者自体が環境に配慮した事業活動を行うことが必要です。

### **市民の責務**

市民は、日常生活が環境に与える影響を自覚し、市が行う環境の保全や創造に関する施策に積極的に参加するとともに、環境を守るための行動を自主的に実行することが必要です。

## V. 環境行政の施策

環境行政の施策の策定、実行にあたっては、施策の連携を図り、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

具体的には次のような方法を取り入れることが必要です。

### 1. 総合的な施策

#### 環境基本計画の策定

市は、環境に配慮した、市民・事業者・行政の具体的な行動指針となる計画を、市民などのコンセンサスを得て策定する必要があります。

#### 年次報告

市民が環境に関する施策の実施状況や成果を知るために、市は、それらの情報を積極的に公表していく必要があります。

### 2. 個別的な施策

#### 快適な環境の創造

未解決の公害問題については、監視体制をより充実させて状況の把握に努め、関係各機関との協力の下に、抜本的な防止対策を進める必要があります。

また、環境と調和した道路、下水道、公園整備などの都市基盤整備を進めていくことが必要であり、市内の古くからの街並みを有効に活用していく視点もまた環境負荷の少ないまちの実現に結びつくと捉えることも重要です。

都市・生活型公害防止のためには、自然環境や社会生活に配慮した市民生活のルールを整えることが必要です。

#### 水と緑の保全と創造

市民が生活の中で海を身近に感じられるように、海を活用し、様々な恩恵を受けられる環境を創造していくことが必要です。

土地が狭く、残っている自然が少ないことから「守るよりは創る」という姿勢が重要であり、塩竈市に住むあらゆる人々が、自然を身近に感じられるようにすることが必要です。浦戸諸島などに残る貴重な自然をふれあいの場として活用することも必要です。

### **施策の実施状況を評価するシステムの導入**

施策を着実に進めていくために、環境質や計画の実施状況を客観的、定量的に評価し、必要があれば施策を改善していく市民の評価制度を含めたシステムの導入が必要です。

### **環境に関する調査・研究の推進**

環境の現況を把握し、施策に反映させていくため、環境に関する測定や調査を定期的実施し、市民に対して情報を広く、分かりやすく提供していくことが必要です。

### **環境影響評価の導入**

事業の計画においては、公害や環境汚染を未然に防止するために環境影響評価を行って環境に対する負荷がより小さいものを選択し、実施後には環境監査を行う体制なども必要です。

また、事業者に対してこれらに関する適切な指導を行っていくことも必要です。

### **廃棄物の適正処理とリサイクルの推進**

廃棄物処理については、計画的な施設の整備と適正処理を行うことにより、環境汚染を防止することが必要です。また、事業者の責任を明らかにし、廃棄物の減量化やリサイクルを求めていくことが必要です。

市民生活においても個々のライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化とリサイクルを推進することが重要であり、そのための環境教育や啓発が必要です。

### **資源・エネルギーの有効利用及びその創造**

地球資源の有限性をそれぞれが自覚し、日常生活や産業・商業等において省エネや省資源への取り組みを進めると同時に、地域の自然環境を新しいエネルギーの創造へと活かしていくことが必要です。

雨水の再利用等の技術導入を進めるなど、自然の脅威を恵みに変えるような取り組みも考慮されるべきです。

### **環境教育の推進と情報の提供**

市民一人ひとりが環境について知るためには、啓発や環境教育が必要です。特に子供たちの環境教育をより良いものにするために、教材や副読本の再構成が必要です。

また、実施状況のアカウンタビリティを念頭に、計画立案過程や実施等に関する市民への情報公開が必要です。

### **民間活動の育成と支援**

健全な環境の保全と創造には、全ての年齢層の市民参加が必要です。また、市民、事

業者、NPO等の市民活動や各種団体、高等教育研究機関と協働し、経済的な面も含めて民間活動を制度的に育成、支援することが必要です。

### **地球環境保全等への貢献**

地球を生活の場としていることを改めて認識し、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力し、積極的に地球環境の保全に貢献していくことが必要です。また、地球環境を保全することが生活に幸せをもたらすことを市民にはっきりと示す必要もあります。

地域における環境の保全について広域的な取り組みが必要なものは、国や他の地方自治体と協力し、推進していくことが必要です。

## **VI. 環境行政の新たな制度**

### **1. 環境基本条例の制定**

市の環境に対する基本理念と目標、行政と市民と事業者の責務を明らかにし、総合的、計画的に施策を進めていく基本となる条例を制定すべきです

また、条例の中には、誰もが例外なく恵まれた環境を受ける権利を持っているということとともに、より良い環境を次世代に引き継いでいくために、環境に対する施策に積極的に参加する権利と義務を持っていることを明記すべきです。

### **2. 環境行政を推進する体制の確立**

環境施策はその性質上、関係部課が多数にまたがるため、従来の縦割り行政から脱却しなければなりません。そのために市政における環境の位置づけを明確にし、環境施策を統合、調整し、体系的に推進することが必要です。また、国・県・近隣市町との連携といった広域行政による協力体制の確立も必要です。

### **3. 市民・事業者の参加システムの確立**

市は、環境施策を推進するにあたって、市民や事業者の意見を十分に反映し、市民や事業者が積極的に環境施策に参画、協力できるシステムを確立することが必要です。

また、環境に関する調査・研究、監視、測定等において市民参加を求め、共に環境を守り、創造していく協働体制を作っていくことも必要です。

## 【審議経過】

### 第1回審議会（平成11年11月22日）

『本市の環境施策のあり方について』諮問

会長、副会長選出、諮問内容について意見交換

### 第2回審議会（平成11年12月27日）

諮問内容について意見交換、小委員会設置を決定

### 第1回小委員会（平成12年1月17日）

部会長選出、課題整理・作業内容とスケジュール確認

### 第2回小委員会（平成12年2月17日）

塩竈市の現状分析、市民の意向について

答申や条例に盛り込むべき内容を意見交換

### 第3回小委員会（平成12年3月24日）

答申素案の検討

### 第4回小委員会（平成12年4月27日）

答申素案の検討

### 第3回審議会（平成12年4月27日）

小委員会より答申素案の提案、答申案の検討

### 第4回審議会（平成12年5月19日）

答申書の作成、市長へ答申

## 【審議会委員】

麻生川 敦（塩竈市立第三小学校教諭）

粟津洋子（みやぎ生活協同組合地域担当理事）

伊藤慎一（塩釜水産事務所所長）

菊地 立（東北学院大学教養学部教授）

鬼頭幸子（市民会議 [ 塩竈まちづくり研究所 ]）

櫻井常矢（市民会議 [ 塩竈まちづくり研究所 ]（みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事））

佐藤英治（塩竈市議会議員）

東海林 京子（塩竈市議会議員）

高橋榮治（塩釜市浅海漁業振興協議会会長）

橋沼幸造（塩釜市水産振興協議会会員（塩釜蒲鉾連合商工業協同組合青年部長））

長谷川 信夫（東北学院大学工学部教授）

益村 眞知子（東北学院大学経済学部助教授）

町田哲太（塩釜保健所所長）

横山義正（塩釜医師会理事）

吉井俊夫（塩釜商工会議所専務理事）

（      は小委員会部会長、      は小委員会部会員      ）